

○浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等  
に関する規則

平成27年11月2日

規則第50号

改正 平成28年3月31日規則第17号

平成29年3月16日規則第9号

平成30年2月16日規則第2号

令和3年3月31日規則第35号

(目的)

**第1条** この規則は、浦安市が実施したヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）の接種後に、健康被害が発生した者に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係が明らかとならない段階において、医療費の助成及び医療手当の給付（以下「医療費の助成等」という。）をすることにより、実態に即した適切な医療が受けられるようにすることを目的とする。

(助成等の対象者)

**第2条** 医療費の助成等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 浦安市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた者
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛み、しびれ、脱力、不随意運動等の症状を現に有し、日常生活に支障が生じている者
- (3) 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状について、厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関又は市長が適当と認める医療機関において、副反応であると診断された者であって、当該診療に係る治療を現にうけているもの

- (4) 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状について、本市に相談があった者

(助成等の額等)

**第3条** 医療費の助成の額は、次の各号に掲げる医療に要した費用のうち、保険外併用療養費の選定療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2

項第5号に規定する選定療養をいう。)に係る費用を除く自己負担額を限度とする。

- (1) 診察
- (2) 検査
- (3) 薬剤又は治療材料の支給
- (4) 医学的処置、手術その他の治療
- (5) 入院

2 医療手当の給付については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第11条の規定を準用する。ただし、政令に規定する額に改正があったときは、政令の施行日の属する月の医療手当から改正後の政令の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、他の公的制度により医療費の助成又は医療手当の給付を受けた場合は、その額を前2項に規定する医療費又は医療手当の額から控除する。

（平29規則9・一部改正）

（助成等の対象期間）

**第4条** 医療費の助成等の対象期間は、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状について、最初の診療を受けた日から令和7年3月31日までとする。

（平29規則9・平30規則2・令3規則35・一部改正）

（助成等の申請）

**第5条** 医療費の助成等を受けようとする者又はその保護者は、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該診療による医師の診断書（写し可）
- (2) 医療の内容、診察の経過等が記載された書類
- (3) 当該治療に係る領収書（原本）及び診療明細書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（助成等の決定）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、医療費の助成等の可否を決定し、その結果を、浦安市子宮頸がん予防ワクチ

ン接種後の症状に対する医療費の助成等決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

**第7条** 前条の規定により助成等の決定を受けた者は、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等請求書（別記第4号様式）を、市長に提出し、請求するものとする。

（決定の取消し及び返還）

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成等を受けた者があるときは、当該助成等の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、助成等の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に医療費の助成等を受けているときは、その返還を命ずるものとする。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行前に子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた者についての適用）

2 この規則の規定は、この規則の施行の日前に浦安市が実施した子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた者についても適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第5条）

浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等  
申請書

年　月　日

浦安市長

様

医療費の助成等を受けたいので、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等に関する規則第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 接種者氏名				生年月日	年　月　日	
現住所				保護者氏名		続柄
接種年月日	1回目	年　月　日		ワクチンロット番号		
	2回目	年　月　日				
	3回目	年　月　日				
接種を受けた医療機関	名称					
	住所					
現に有する主な症状						
医療を受けた月、日数 医療機関名	医療を受けた月	通院入院	日数	医療機関の名称	医療機関の住所	
	年　月					
	年　月					
	年　月					
	年　月					
	年　月					
	年　月					
	年　月					
医療に要した費用の自己負担額	医　療　費					
	円					
	内　　訳					
	医療保険等 自己負担分	円		特殊医療分 (医療保険適用外)	円	
医療手当等 請求額	円					

第2号様式（第6条）

第 号

年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等について、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等に関する規則第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 被接種者 氏名

2 助成額及び給付額の合計

円

(内訳)

医 療 費

円

( 年 月分 ~ 年 月分 )

医 療 手 当

円

( 年 月分 ~ 年 月分 )

3 支給年月日

年 月 日

4 支給方法

口座振込

第3号様式（第6条）

第 号

年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等について、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等に関する規則第6条の規定により交付しないことに決定したので、通知します。

不交付の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 第4号様式（第7条）

## 浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等請求書

浦安市長 樣

住 所  
氏 名

年　　月　　日付け　　第　　号をもって決定のあった医療費の助成等について、浦安市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費の助成等に関する規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 決定額（助成額及び給付額の合計） 円

(内訳)

医 療 費 ( 年 月分 ~ 年 月分 ) 円

医 療 手 当 円  
( 年 月分 ~ 年 月 )

## 2 請求額 円